

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

- 一 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができるものとする。

(第二百六十三条の三第二項関係)

- 二 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

- 三 その他所要の規定の整理を行うものとする。

(附則第二項関係)